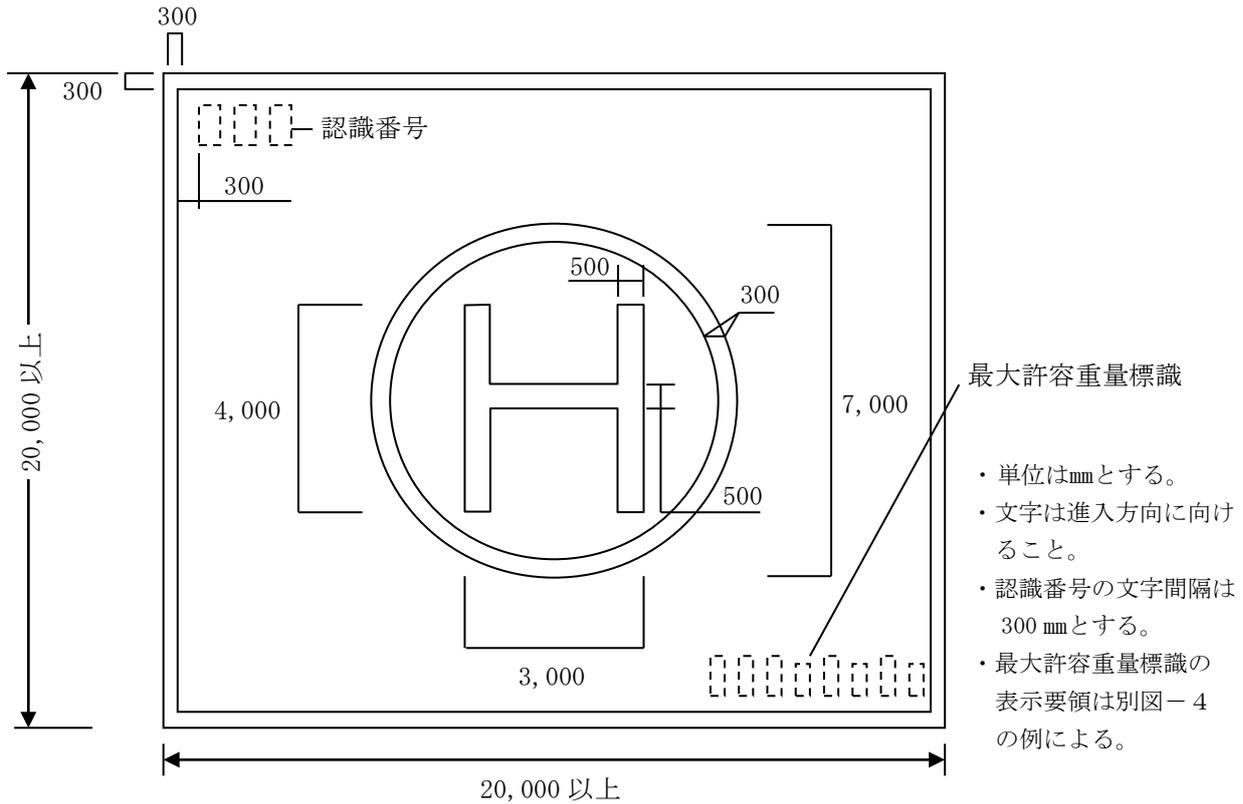


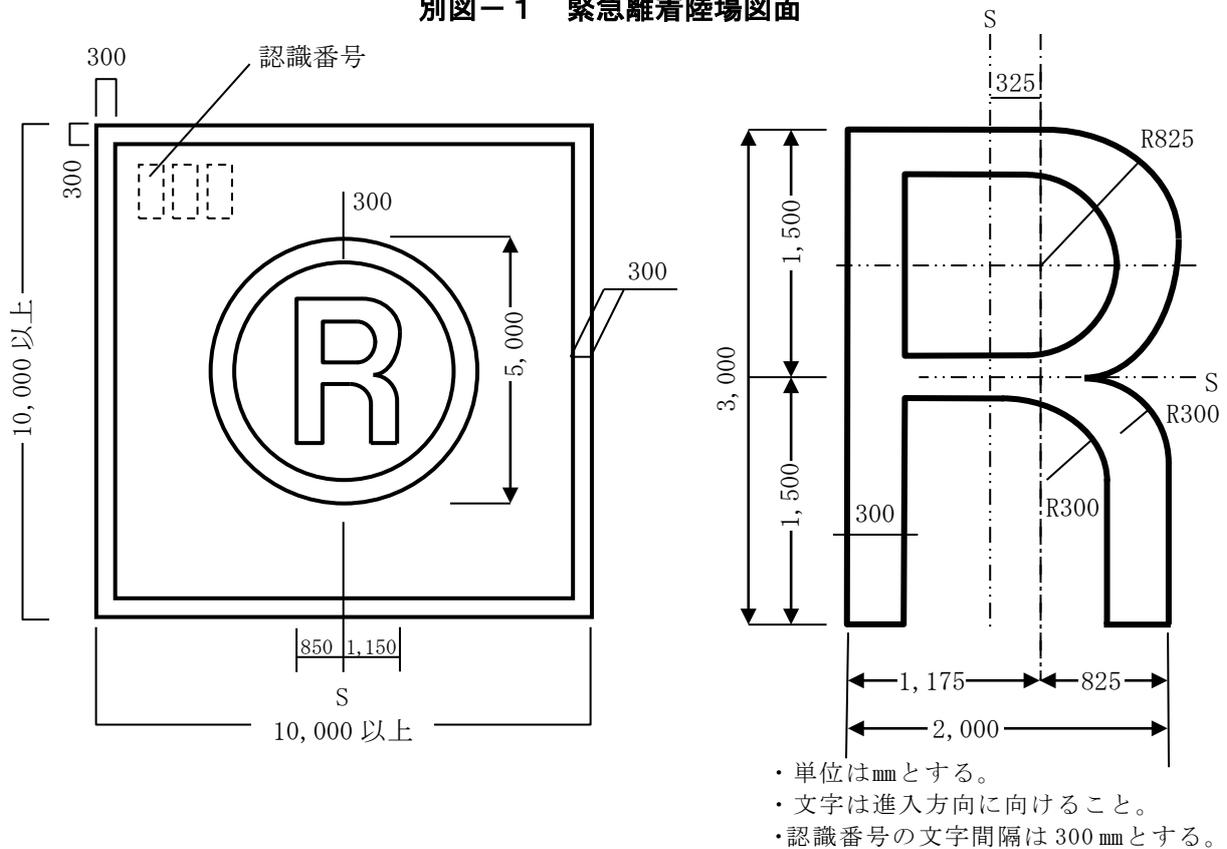
緊急救助用スペース（夜間照明及び施設配置）

施設		緊急救助用スペース	
項目		基準	図解
夜間照明設備	飛行場灯台	周囲の状況から位置の確認が困難な場合に設置すること。 なお、設置する場合は、ヘリコプターの進入に影響が無く、できるだけ全方位の上方から確認できる場所に、白色閃光の簡易式飛行場灯台を設置すること。	
	境界灯又は着陸区域照明灯	埋込式の場合は救助用スペース面の境界線上に、地上突出式の場合は境界線の外側に境界灯を等間隔に8個以上設けること。着陸区域照明灯（同等以上の性能を有する他の灯火を含む）を設置する場合は4個以上設置し、救助用スペース面全体を照らせるよう設置すること。	
	障害灯	救助用スペース面から10m以内の区域で、勾配1/2の表面から突出する避雷針等の夜間視認が困難な物件について設置すること。（物件によっては、視認性が高い塗装等により）	
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。	
脱落防止設備等	脱落転落防止施設	建基法に基づく規制による、柵などを設けること。	
	待避場所	ヘリコプターが接近した場合に避難者等が待避する場所を設置し、黄線枠（ライン幅10cm以上）で表示すること。待避要領を床面又は壁面に表示すること。また、周辺を照らす照明設備を設置すること。	

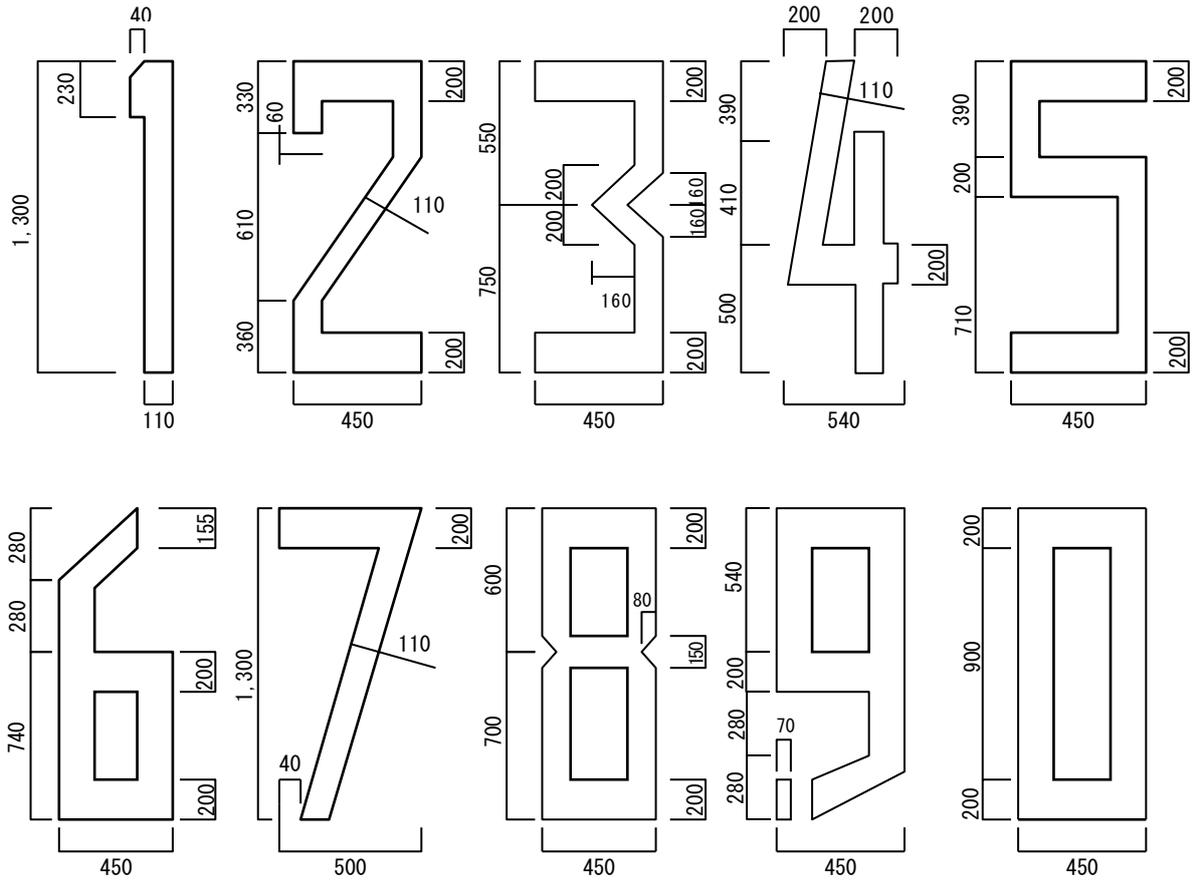


※医療機関の緊急離着陸場で、特に申請者から要望があった場合は
I C A O（国際民間航空条約）に基づいた標識でも認めるものとする。

別図-1 緊急離着陸場図面

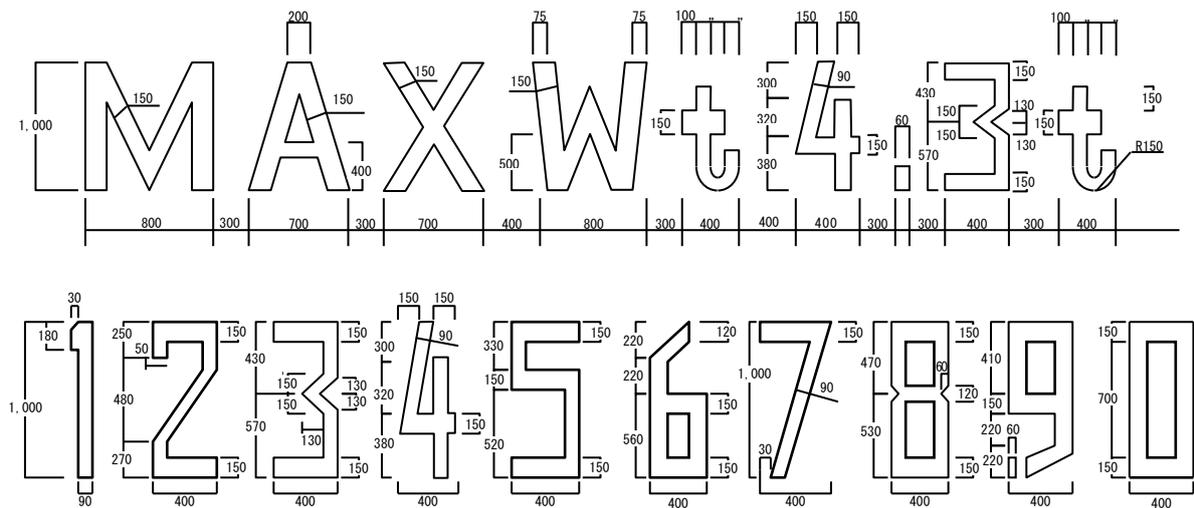


別図-2 緊急救助用スペース図面



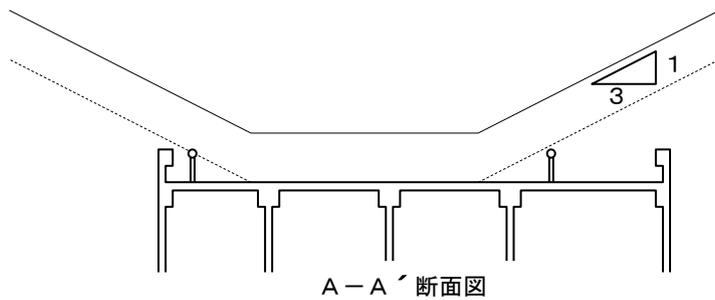
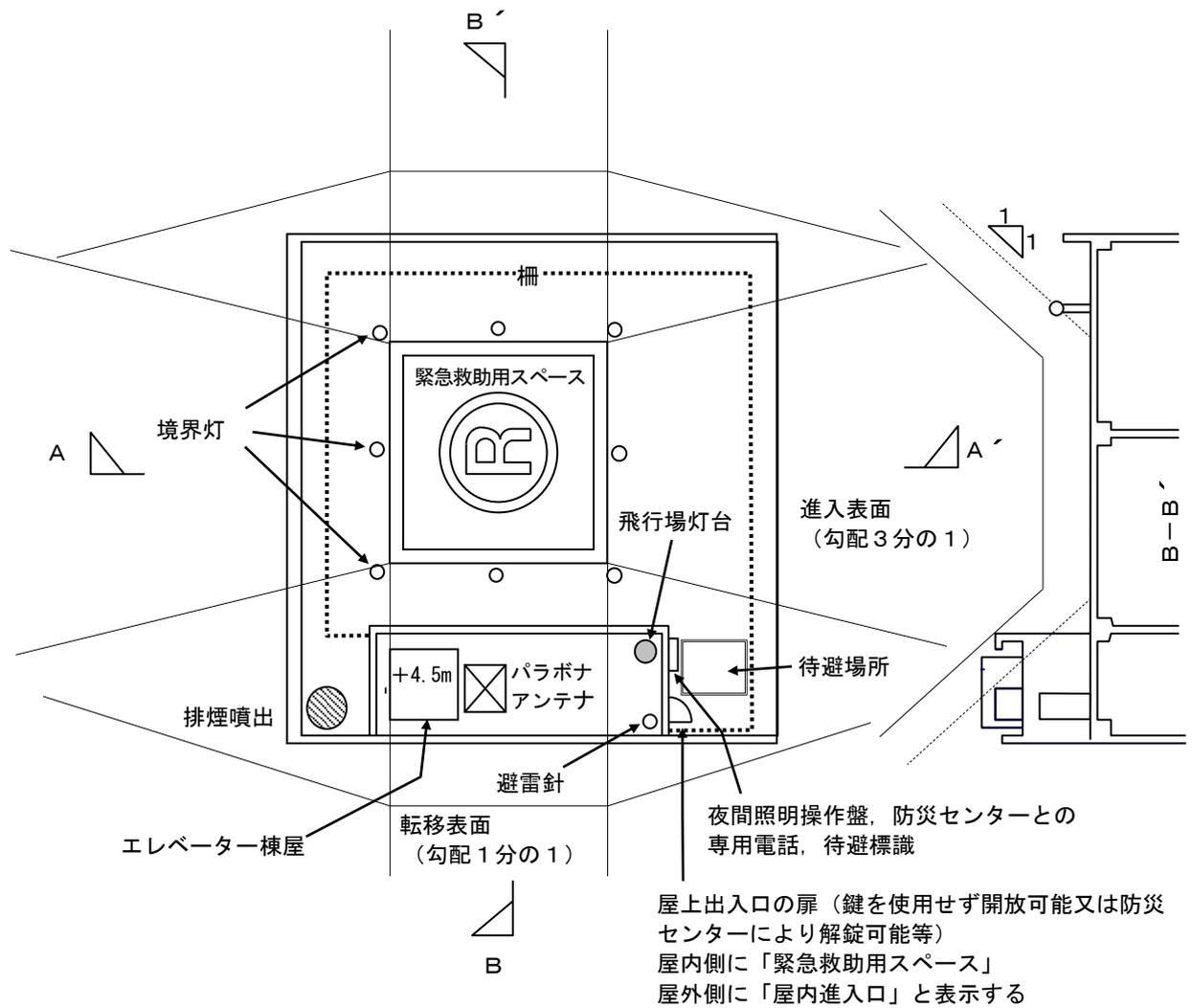
- ・単位はmmとする。
- ・特記なき縦線は幅 110 mmとする。

別図－3 認識番号図面



- ・単位はmmとする。
- ・特記なき縦線は幅 90 mmとする。

別図－4 最大許容重量図面



別図-5 進入表面, 移転表面の平面・断面図 (例)

別添

屋上緊急離着陸場・緊急救助用スペースの設置指導に係わる事務処理要領

この事務処理要領は、本消防用設備等技術基準第2章第2節第8「屋上緊急離着陸場・緊急救助用スペース」（以下「指導基準」という。）第8項の規定に基づき、同施設の設置指導に関する事務処理について必要な事項を定める。

1 緊急離着陸場等設置計画書の処理

(1) 設置計画書の收受

指導課長は、緊急離着陸場等設置計画書（以下「設置計画書」という。）が提出された場合、設置計画書の記載内容及び添付函書の適否を確認し、緊急離着陸場等設置計画書收受簿（様式第1号）に必要事項を記入し、福岡市消防本部処理規程第20条で定める收受印を受付欄に押印するものとする。

(2) 設置計画書の審査等

① 設置計画書の審査

ア 指導課長は、前項で收受した設置計画書に審査票（様式第2号）を添付し、緊急離着陸場等が指導基準及び関係法令等に適合しているかどうか審査する。

イ 指導課長は、緊急離着陸場等の設置計画の審査に際し、消防航空隊長に合議するものとする。

② 設置計画書の返付等

ア 指導課長は、前号により処理した設置計画書の1部に審査票の写しを添付して設置者へ返付するものとする。

イ 指導課長は、前アの規定に基づき設置計画書を処理したときは、設置計画書の1部に審査票の写しを添付して所轄署長に、また、消防航空隊長に審査票の写しを送付するものとする。

(3) 認識番号

認識番号は、3桁で上1桁目は消防区（大ブロック）、2・3桁目は設置順の番号とし、「緊急離着陸場」と「緊急救助用スペース」は、通し番号とする。

2 緊急離着陸場等設置届出書の処理

(1) 届出の時期

緊急離着陸場等の設置者は、緊急離着陸場等の設置に係る工事が完了した日から4日以内に届出を行うものとする。

(2) 届出書の收受等

所轄署長は、緊急離着陸場等設置届出書（以下「届出書」という。）が提出された場合、「建築物同意等事務処理要領」第14、2により処理するものとする。

(3) 検査

① 所轄署長は、前項で定める受理が完了したものについて、遅滞なく検査を行うものとする。

② 所轄署長は、届出書を受理し、検査日時を決定した場合、関係者に対し口頭により通知するものとする。

③ 所轄署長は、特に必要があると認める場合、指導課長及び消防航空隊長に検査日時その他必要事項を連絡するものとする。

④ 指導課長及び消防航空隊長は、前号の連絡を受けたとき、必要に応じて職員を派遣し立ち合わせるものとする。

(4) 検査の基準等

① 所轄署長は、計画書及び届出書に添付された図書、指導基準並びに関係法令等の基準に基づき実地検査を行うものとする。

② 所轄署長は、前号による検査を行った結果、緊急離着陸場等が指導基準等に適合していないと認められる場合、当該部分の改修を文書又は口頭にて関係者に指示するものとする。

なお、当該部分の改修が完了した旨の連絡があったときは再検査を実施するものとする。

③ 検査員は、指導基準並びに技術基準に適合している場合は、予防業務管理システム内の「検査・検査結果報告書・検査済証」に必要事項を入出力して、決裁を受けるものとする。

(5) 届出書の保管

① 届出書及び添付図書は、防災資料として活用できるように消防航空隊及び所轄消防署予防課指導係に永久保存するものとする。

② 検査員は、届出書の記載内容の概要を予防業務管理システムに入力しておくものとする。

別記様式第1号

緊急離着陸場等設置計画書

福岡市消防局長		年 月 日		
設置者 住所 氏名		(電話 番)		
種別	緊急離着陸場・緊急救助用スペース	※ 認識番号		
建築物	所在地	福岡市 区		
	名称		用途	
	構造	構造, 地上 階, 塔屋, 地下 階		
	規模	建築面積	m ² , 延面積	m ²
		軒高さ	m, 最高高さ	m
	その他	屋上部分に直通する階段数	()	
		屋上部分に対する非常用エレベーター着床の有無	()	
屋上部分の扉の解錠方法		()		
消防用設備等	(主なもの)			
設計者	住所			
	氏名			
施工者	住所			
	氏名			
設置工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
※ 受付欄		※ 備考欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 建築物の付近見取図、全体平面図、配置図、立面図、屋上平面図、進入表面及び転移表面の断面図、平面詳細図、構造計算書(緊急離着陸場に限り)を添付すること。
- 4 ※の欄は記入しないこと。

別記様式第2号

緊急離着陸場等設置届出書

福岡市 消防署長		年 月 日		
設置者		住所		
		氏名		
種別	緊急離着陸場・緊急救助用スペース	認識番号		
建築物	所在地	福岡市 区		
	名称			
	構造	耐火, 準耐火, その他()		
	規模	建築面積	m ² , 延面積	m ²
		軒高さ	m, 最高高さ	m
	その他	屋上部分に直通する階段数 ()		
		屋上部分に対する非常用エレベーター着床の有無 ()		
屋上部分の扉の解錠方法 ()				
消防用設備等	(主なもの)			
設計者	住所			
	氏名			
施工者	住所			
	氏名			
建築確認	年 月 日	建築確認番号	第 号	
消防同意	年 月 日	消防同意番号	第 号	
設置工事完了日	年 月 日			
※ 受付欄		※ 備考欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 建築物の付近見取図、全体平面図、配置図、立面図、屋上平面図、進入表面及び転移表面の断面図、平面詳細図、構造計算書（緊急離着陸場に限る。）を添付すること。
- 4 ※の欄は記入しないこと。

緊急離着陸場等設置計画審査票

様式第2号

局長	部長	課長	係長	係員	受付	第 年 月 日 号	
/	/				同意	第 年 月 日 号	
航空隊合議							
隊長		航空 係長		運航 第1 係長	航空隊 送付	年 月 日	
運航 第2 係長		運航 第3 係長		主査	署 送付	年 月 日	
種 別	緊急離着陸場・緊急救助用スペース			認 識 番 号			
名 称				工 事 種 別	新 築, 改 修, そ の 他		
所 在 地				着 工 予 定 日	年 月 日		
審 査 欄				備 考			
備 考							

緊急離着陸場等の設置指導に係わるフローチャート

